（農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律施行規則（平成二十六年農林水産省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号イ中「第二十条各号」を「第十三条各号」に改める。

第七条中「第七条第四項第一号、第五項及び第九項第一号（これらの規定を」を「第七条第九項第一号（」に改める。

（農林水産省関係地域再生法施行規則の一部改正）

第七条　農林水産省関係地域再生法施行規則（平成二十六年農林水産省令第七十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により認定市町村（法第十七条の七第一項に規定する認定市町村をいう。次条第二項において同じ。）に農業委員会が置かれていない場合を除く。）」を「農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三条第一項に規定する都道府県機構（地域農林水産業振興施設（法第五条第四項第八号に規定する地域農林水産業振興施設をいう。以下同じ。）の用に供する土地のうち、当該地域農林水産業振興施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地を農地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないものの面積が、三十アールを超える場合に限り、農業委員会等に関する法律第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合を除く。）」に改め、同条第一号中「（法第五条第四項第八号に規定する地域農林水産業振興施設をいう。以下同じ。）」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（国立研究開発法人森林総合研究所が行う特例業務に関する省令の一部改正）

第二条　国立研究開発法人森林総合研究所が行う特例業務に関する省令（平成二十年農林水産省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条及び第七条中「第三十二条」を「第二十九条」に改める。